

前橋市公共物使用等に関する条例の改正について（議案第158号）

道路管理課

1 改正の理由

道路占用料の改定に併せて、公共物の使用料及びその算定基準を見直すため、所要の改正を行う。

2 内容

(1) 公共物の使用料を次のとおり改める。

(単位：円)

種 別		単 位	金額（1年につき）
農地		1 平方メートル	1 8
宅地（敷地通路等）		1 平方メートル	営利用 2 5 0 非営利用 1 4 0
植林採草地		1 平方メートル	1
第 1 種電柱		1 本	5 1 0
第 2 種電柱		1 本	7 9 0
第 3 種電柱		1 本	1, 1 0 0
第 1 種電話柱		1 本	4 6 0
第 2 種電話柱		1 本	7 3 0
第 3 種電話柱		1 本	1, 0 0 0
その他の柱類		1 本	4 6
公衆電話所		1 個	9 1 0
鉄塔敷		1 平方メートル	9 1 0
諸管理設	外径が0.07メートル未満のもの	1 メートル	1 9
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	1 メートル	2 7
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	1 メートル	4 1
	外径が0.15メートル	1 メートル	5 5

	以上0.2メートル未満のもの		
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	1メートル	82
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	1メートル	110
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	1メートル	190
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	1メートル	270
	外径が1メートル以上のもの	1メートル	550
宅地（用途廃止申請物件）	1平方メートル	営利用	660
		非営利用	380
工作物（漁業）	1平方メートル	営利用	250
日除け	1平方メートル	非営利用	140
上空通路	1平方メートル		
看板	1平方メートル		
その他の工作物	1平方メートル		
その他	その都度市長が定める単位及び額		

(2) 使用期間が1か月未満である場合の使用料の額は、1か月として計算した額に100分の110を乗じて得た額とする。

3 施行期日

令和3年4月1日